

# 道教委におけるいじめ防止の取組

## 内 容

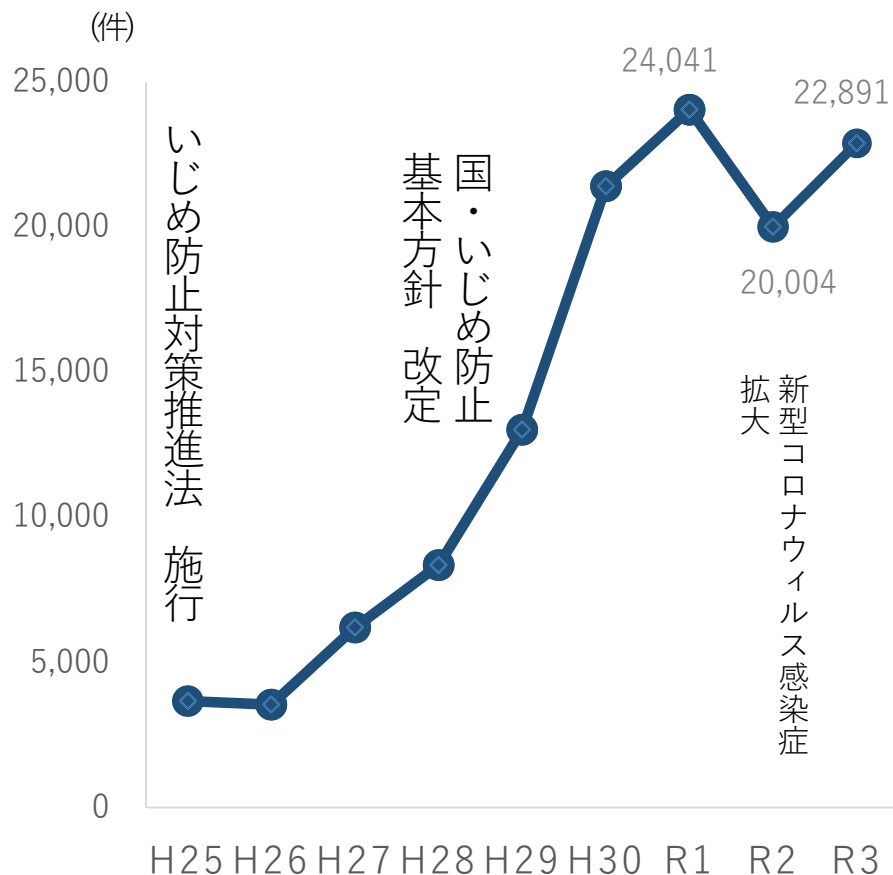
- 1 本道の現状
- 2 「いじめ防止」の徹底に向けた課題
- 3 道・道教委の基本的な考え方
- 4 いじめ防止の取組
  - 未然防止
  - 早期発見・早期対応
  - 深刻化・長期化する事案への対応
- 5 北海道いじめ防止基本方針の改定(素案)

令和 5 年 1 月 19 日(木)

令和 4 年度 第 2 回総合教育会議

# 1 本道の現状 ①

## いじめの認知件数（国・公・私立学校 合計）

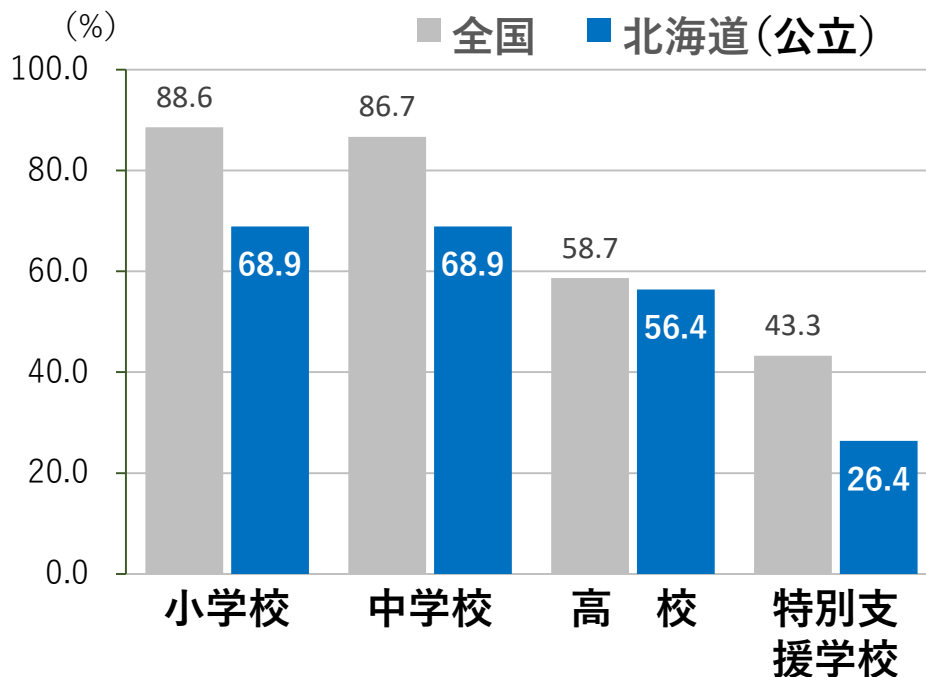


### 認知件数増加の背景

- ▶ いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義や積極的な認知に対する理解の広がり。
- ▶ 令和3年度は、前年度と比較し、学校行事や部活動などが徐々に再開され、**児童生徒同士の接触機会の増加**。
- ▶ 令和3年度、本道の「重大事態」事案は、14件(前年度比3件増)

# 1 本道の現状 ②

## いじめを認知した学校の割合(いじめ認知率 (%))



### 本道のいじめ認知の現状

- ▶ 本道は、全国と比較し、「いじめを認知した学校」の割合が低い傾向にある。
- ▶ 全ての学校で「いじめの見逃しをゼロ」を目指し、早期発見・早期対応につなげ、いじめ事案の解消に結び付けることが必要

## いじめの解消率 (%)

	小学校	中学校	高校	特別支援学校
北海道 (公立)	95.9	96.5	96.1	96.7
全国	80.4	79.1	80.0	80.6

- ▶ 本道は、全国と比較し、いじめの解消率は高い傾向にある。

いじめの解消の要件

- 1 いじめに係る行為が止んでいること (少なくとも3か月を目安)
- 2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

## 2 「いじめ防止」の徹底に向けた課題

- ▶ 「いじめ防止対策推進法」に基づく **いじめの積極的な認知と早期からの組織的対応の徹底**
- ▶ **長期化、深刻化する事案への対応**、道教委の市町村教育委員会及び学校への **適切な指導助言や支援**
- ▶ **いじめを生まない学校の環境づくり**や、**いじめをしない態度を身に付けさせる取組**の徹底

### 3 道・道教委の基本的な考え方

#### ➤ 北海道いじめの防止等に関する条例〔基本理念〕

- いじめの芽は、どの児童生徒にも生じ得るという緊張感をもち、いじめが行われないようにすること。
- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響など、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。
- いじめを受けた児童生徒を保護するため、学校、家庭、地域住民、行政等の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服すること。



#### ➤ 北海道いじめ防止基本方針

(平成26年制定、29年一部改定)

- ・ いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針



#### ➤ 北海道いじめの防止等に向けた取組プラン (平成31年策定)

- ・ 道基本方針を踏まえ、重点的に取り組む対策等の推進計画



#### ➤ 北海道いじめ問題対策連絡協議会

- ・ いじめ防止に関する機関・団体の連携

#### ➤ 北海道いじめ問題審議会

- ・ いじめ防止対策を推進するための道教委附属機関

## 4 いじめ防止の取組－未然防止

(発達支持的生徒指導・課題未然防止生徒指導)

### □ 絆づくりメッセージコンクール

- ・よりよい人間関係づくりに関するメッセージ（標語・ポスター）を募集
- ・優秀作品を牛乳製品パッケージに掲載し道民に啓発

### □ どさんこ子ども地区会議

- ・児童会・生徒会が中核となり、いじめ問題について子どもたちが主体的に考え、話し合う会議を開催し、「いじめ防止宣言」などの取組を展開

### □ いじめ未然防止モデルプログラム

- ・学校の「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」の3観点から、教科・道徳・特別活動（児童会・生徒会活動）での、いじめ防止に向けた学習プログラムの開発

### □ 子ども理解支援ツール「ほっと」

- ・児童生徒のコミュニケーションスキルを測定・分析するアセスメントツールを、北海道医療大学と共同開発し活用促進
- ・学校は、一人一人の実態や学級の状況を把握し、いじめ防止に活用

### □ SOSの出し方教育「心と体のチェックシート」

R4新規

- ・児童生徒がSOSを出すことができるよう、一人1台端末を活用したアセスメントツールを、専門家との連携により開発し活用促進

## 4 いじめ防止の取組－早期発見・早期対応

(課題早期発見対応)

### □ いじめに関するアンケート (年2回以上実施)

- ・ いじめ事案、学校での対応状況を道教委が把握し、指導助言

### □ 教育相談体制の整備

- ・ 学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー派遣
- ・ 「子ども教育相談センター」(24時間対応 電話・メール相談)
- ・ SNS (LINE) 相談窓口「こどもライン相談」
- ・ **一人1台端末から直接道教委につながる相談窓口「おなやみポスト」** R4新規

(全ての公立学校に導入 いじめ相談は2日以内に対応開始)

### □ **いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」** R4新規

- ・ いじめ対応のフローチャートやレーダーチャート、いじめ対策組織に関するマニュアル例など、20以上の支援ツールを学校に提供

### □ **市町村教育委員会職員、道立学校長の指導力向上に向けた必修研修** R4新規

### □ **学校・家庭・市町村教育委員会との連携による対応事例の啓発** R4新規

### □ **学校と警察の連携強化に向けた合同研修 (全管内)** R4新規

## 4 いじめ防止の取組－深刻化・長期化する事案への対応

(困難課題対応生徒指導)

### □ いじめ問題「緊急支援チーム」派遣

R4新規

- ・学校や市町村教育委員会だけでは解決困難ないじめ事案に対し、道教委指導主事と、弁護士、臨床心理士などの専門家がチームとなり、学校等の今後の対応について助言
- ・学校等による派遣要請のほか、道教委のアウトリーチ型派遣も可能

### □ 学校警察連携協議会の対応事例の啓発

R4新規

- ・暴行や性被害など犯罪行為と捉えられる事案に適確に対応できるよう、各市町村教育委員会に対し、警察との連携協議会の設置を促進
- ・市町村教育委員会や学校が、警察との連携により効果的に対応した事例を啓発

### □ いじめ重大事態調査への指導助言・援助

- ・道条例等に基づき、市町村教育委員会による法28条調査が迅速・適正に実施できるように必要な指導助言・援助



## 5 北海道いじめ防止基本方針の改定（素案）

### 〔主な改定のポイント〕

- ▶ 法に基づく道教委の指導助言及び市町村教育委員会との連携強化
- ▶ 学校及び市町村教育委員会での**早期からの組織的な対応の徹底**
- ▶ **法律や心理の専門家と連携**した市町村教育委員会及び学校への支援
- ▶ **警察等の関係機関との連携**による事案への対応
- ▶ **重大事態調査**の迅速かつ適正な実施への**支援**
- ▶ **望ましい人間関係を構築する能力等の育成**を図る取組の充実 等

### 〔目指す姿〕

- ▶ 道・道教委と市町村教育委員会及び学校が**一層連携した対応の徹底**
- ▶ 迅速かつ組織的な対応による事案の**長期化、深刻化の防止の徹底**